

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>皆様お疲れ様です。これまで総会開催に当たり新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご協力いただき誠にありがとうございます。</p> <p>今回も、前回同様の措置をとらせていただくのですが、直接ご参集いただき、総会を開催していることにつきましては、農業委員会等に関する法律の中で、総会開催には委員の過半数の出席が必要であること、また、会議は公開することが規定されており、このことから、書面での開催は難しく、テレビ会議やスカイプ等の活用についても環境が整っておらず難しいことから、こうしてご参集いただいている次第ですので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、只今から令和2年第4回留寿都村農業委員会総会を開会致します。</p> <p>直ちに会議に入ります。本日の出席委員は10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、■■■■よりご挨拶をお願いします。</p>
議 長	<p>(挨拶省略)</p> <p>日程1、議事録署名委員の指名については、会議規則第9条の規定に基づき■■■■、■■■■を指名します。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、決定いたします。</p> <p>日程2、会期の決定については本日1日限りとしたいが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定します。</p> <p>日程3、議案第1号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号の合意解約の案件について説明いたします。議案の3頁をご覧ください。No.1について説明いたします。</p> <p>本件につきましては、■■■■と■■■■の間で結ばれていた農地賃貸借契約を、双方の合意により解約するものであります。</p> <p>■■■■は、■■■■に■■■■へ経営移譲しているため、議案第2号でも説明いたしますが、当該地を経営主の■■■■へ改めて賃借するための解約となります。</p> <p>所在は、■■■■。面積は■■■■。合意解約日は</p>

	<p>続いて、No.2の賃貸借について説明いたします。議案の12頁をご覧ください。</p> <p>貸主、[]、[]、借主、[]、[]、地番は、[]、面積は[]、[]に、両者による農地法第3条第1項の申請が行われました。参考までに、賃借料は反当り[]で、総額[]円となっております。</p> <p>3条の聞き取り調査につきましては、別冊配布資料の2頁に記載のとおり、[]に地区担当の[]が行い、全項目について「認められる」ものとして、3条の許可に相応しいと判断したところがあります。図面については、13頁に添付しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。No.1について地区担当委員は私ですが、特に補足はありません。</p>
議 長	<p>続いて、No.2について地区担当委員から補足があればお願いします。</p>
[]	<p>本来ならば、H26にすべきものが忘れられていたものと思われます。</p>
議 長	<p>それではNo.1について質疑をお受けいたします。ございませんか。</p>
[]	<p>議案第1号で、4筆は贈与、1筆は現況証明ということでしたが、農業者年金には影響ないのでしょうか。</p>
事務局	<p>所有者については、既に農業者年金に加入しておりませんので特に影響はありません。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。 （「ありません」の声あり）</p> <p>続いてNo.2について質疑をお受けいたします。ございませんか。 （「ありません」の声あり）</p> <p>なければ、議案第2号について、原案どおり決定してよろしいか。 （「異議なし」の声あり）</p> <p>それでは、議案第2号を原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程5、議案第3号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の14頁をご覧ください。</p>

	<p>当該案件につきましては、令和元年第6回農業委員会総会、議案第2号、No.5で審議・可決され、令和元年12月10日付けで公告された、 と の所有権移転につきまして、当事者間で契約内容に疑義が生じたため、当事者両名の申し出により取り消すものであります。</p> <p>なお、計画の内容につきましては15頁から18頁となっておりますのでご確認願います。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。 (なしの声)</p> <p>なければ、議案第3号について、原案どおり決定してよろしいか。 (「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは、原案どおり決定いたします。</p> <p>続きます、日程6、議案第4号について事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案の20頁をご覧ください。</p> <p>本件につきましては、平成21年に施行された改正農地法に規定された内容のうち、農地法第3条第2項第5号に定める農地について、農家として認められる最低限の面積「下限面積」の設定が市町村農業委員会の裁量権で設定できることとなったこと、並びに現況に則した形で農地法を運用することが前提となっているため、1年に1回、総会にて審議し、決定することとなっております。</p> <p>本村においては、従前は北海道の基準を参考に下限面積の設定を2haとしておりましたが、近年、管内の農業委員会では、新規での農業参入を促進すること並びに遊休農地の未然防止を目的に下限面積を引き下げしている状況から、本村においても、平成24年度に下限面積を2haから1haに引き下げたところであります。</p> <p>1haとした根拠としては、従来の畑作+野菜の営農類型だけではなく、高収益となる施設野菜の経営や最低限の輪作体系を維持するためとして想定し、設定したところであります。</p> <p>については、農地の有効利用や遊休化の防止のために小規模農業者や新規就農者を受け入れていくこともできるよう、当面は1haとして状況を見極める必要があると思われれます。審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議 長	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それではお諮りします。議案第4号について、原案どおり決定してよろしいか。</p> <p>それでは、議案第4号を原案どおり決定といたします。</p> <p>続きまして、日程7、議案第5号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の22頁をご覧ください。</p> <p>今回使用したデータは、現在も基盤強化法で契約が継続している賃借権67件を対象に、最高額、平均額、最低額を出しました。</p> <p>方法は昨年度と同様です。</p> <p>別冊資料の3頁をご覧ください。地帯区分が記載されております。</p> <p>全契約分が4頁から5頁にかけてあるうち、三ノ原、南一線などの国道から西側の西部地区を抽出したものが6頁にございます。そのうち最高、最低を赤で塗りつぶして記載しております。</p> <p>別冊資料の7頁には、八ノ原、向丘、黒田、知来別などの中央地区、8頁は、登方面の東部地区です。</p> <p>再度議案の22頁をご覧ください。</p> <p>西部は最高額が10,994円、平均額は8,190円、最低額は2,915円。</p> <p>中央は最高額が10,526円、平均額は8,049円、最低額は4,310円。</p> <p>東部は1件しかありませんので、最高額、平均額、最低額とも3,000円です</p> <p>なお、昨年まで採草放牧地がありましたが、令和元年度に当該契約が終期を迎え、採草放牧地の基盤強化法に基づく賃貸借は0件となりました。</p> <p>先ほど説明しました議案の22頁の表は、農地法第52条の規定に基づき、村のホームページと事務局に備え付ける方法により公表する予定です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑をお受けいたします。ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それではお諮りします、議案第5号について原案どおり決定してよろしいか。</p>

	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認め、議案第5号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に日程8、議案第6号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案は23頁から34頁までとなります。本件に関しては法定業務として平成21年度の法改正以降取り組んでいる事務であり、前年度の目標に対する活動点検・評価、当該年度の目標及び活動計画を総会で決議することとされているものです。</p> <p>24頁から31頁は、令和元年度の活動点検・評価、32頁から34頁は、令和2年度の活動計画について記載されております。</p> <p>34頁をご覧ください。IVの遊休農地に関する措置の2に記載のとおり、「令和2年度の目標及び活動計画」では、従来どおり、農地利用状況調査を8月～9月に実施し、10月～11月に結果を取りまとめたいと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それではお諮りします、議案第6号について、原案どおり決定してよろしいか。(異議なしの声)</p> <p>それでは、議案第6号を原案どおり決定いたします。</p> <p>本日、予定した案件は全て終了いたしました。皆さんから何がございませんか。(特になしの声)</p> <p>それでは、事務局から諸般の報告を願います。</p>
事務局	<p>諸般の報告をいたします。</p> <p>(資料を基に報告)</p>
議長	<p>その他、なければ以上をもちまして、令和2年第4回留寿都村農業委員会総会を終了いたします。</p>

以上、議事録をもって顛末とする。

閉 会 午後 2 時45分

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

